

【確認事項】

- 1 墓地使用者は、墓地使用の許可後2年以内に墓標（墓石）を建立いただきます。
- 2 墓標（墓石）は真宗の宗風に沿ったものを建立いただきます。
 - (1) 石正面文字は、「南無阿弥陀仏」または「俱会一処」のいずれかの文字の彫り入れをお願いします。
 - (2) デザイン墓は認められません。
 - (3) 玉垣は接着が剥がれやすく、崩れて墓石に接触している等の苦情が多いため、新設については事務所にお問い合わせください。
- 3 墓地使用者は、「奉讃会費」（年間管理費）を毎年1回納入いただきます。
 - (1) 奉讃会費とは、墓地全体の共有部分の管理運営及び整備に資する経費（墓地全域の整備や、墓地内清掃、水道、転落防止柵や手摺りの設置、駐車場運営等）として、東大谷墓地管理規程に定めているものです。
 - (2) 1区画（90 cm×90 cm）あたり、年額5,000円です。
- 4 奉讃会費が10年以上未納の場合、無縁墳墓として撤去対象となります。
- 5 墓地使用权は、相続による場合のほか、譲渡することができません。
- 6 墓地使用者は、墓地使用の必要がなくなった場合、無償で返還しなければなりません。